

姫路市教育委員会会議録（令和3年9月）

- 日 時 令和3年9月16日（木）午後2時00分から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時00分）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第43号 令和4年度の姫路市立幼稚園の園児募集について
 - 議案第44号 令和3年度姫路市教育功労者表彰の被表彰者について
 - 議案第45号 緊急事態措置期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
 - 日程第4 報告
 - 1 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について
 - 日程第5 次回委員会開催日時等
 - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長兼文化財課長、殿垣総務課長、赤松幼保連携政策課長、藤原こども保育課長
（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により角谷委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議案第45号 緊急事態措置期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、会議の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
議案第43号は、議会に報告する事項であり、会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当し、議案第44号は、会議規則第15条第2号に規定する重要な表彰及び被表彰者の決定に関する事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
また、議案第43号の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会文教・子育て委員会への報告の後に、公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第43号及び議案第44号は、非公開と決定します。
また、議案第43号の会議録については、市議会文教・子育て委員会への報告が終了した後に公表することと決定します。
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 45 号 緊急事態措置期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (生涯学習部長 議案第 45 号について説明)
新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、兵庫県に発出されている緊急事態措置期間が延長されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の休館等対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。
令和 3 年 9 月 9 日に緊急事態措置期間が延長されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、従前までと変わらず、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等のより一層の十分な感染防止対策を実施の上開館することといたしました。
また、施設の収容人数を収容定員の 50%とすることとし、開館時間については、上限を 20 時までとすることといたしました。
市主催又は共催イベントについても、従前までと変わらず、業種別ガイドライン等に基づくより一層の感染防止対策を厳重に徹底した上で 21 時までの開催時間とすることとし、イベントの開催制限の要件は、人数上限を 5,000 人、かつ、収容定員の 50%以内といたしました。なお、収容定員が設定されていない場合は、従前と変わらず人と人との十分な距離 1 mを確保することといたしました。
適用期間は、令和 3 年 9 月 13 日から同年 9 月 30 日までといたしました。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 45 号 緊急事態措置期間延長後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 45 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
報告事項の 1 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の1について説明)

8月26日開催の委員会は、前回8月4日開催の特別委員会において、本委員会の所管事項に追加されました四つの事業につきまして、継続して審議するため、開催されました。

5ページから11ページにつきましては、8月4日開催の特別委員会で委員から指摘のあった箇所について下線部分を修正し、提出した資料でございます。

委員からは、

- ・「糸引小学校東門西側校庭整備工事」の資料には、決算額が予算額を超えた対応に「公平性を欠く」との文言があるので、「白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入事業」についてもこの表現を盛り込んでほしい。

との意見がありましたので、「白浜公民館ロビー等改修工事業」とあわせて「公平性を欠く」との文言を盛り込みたいと回答しました。

12ページをご覧ください。「松岡議員の当時の言動について、不当要求行為にあたるのではないかと思われる点がある。対応者である当時の担当者に再度聞き取りを行い、面談状況を精査してほしい。」との質問に対する回答でございます。

前回の定例教育委員会でも報告させていただきましたが、再度の聞き取りや当時の要望記録に基づき、松岡議員の要望が「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例」に規定する不当要求行為に該当する行為かどうか検討し、該当しないものと判断したと回答しました。

委員からは、

- ・不当要求行為として認定されなくとも不適切な要望活動を行い、それに対して不適切な対応をしてしまった事実は間違いなく存在する。
- ・真相の究明に至っていない。なぜ、通常行わない改修を実施してしまったのか、その原因をわかるように説明してほしい。
- ・当時の教育次長等からもしっかりと聞き取りを行い、検証し結果を報告されたい。などの質問や意見がありました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

この報告は、現状のところ問題ありというほどのところには至っていない結論に落ち着いたという報告でしょうか。

(答)

4つの事業については、修正してほしいという要望がありましたので、「公平性を欠く」という点については修正し、資料を再提出しました。白浜公民館については、不当要求行為ではないと判断をしたことの報告をしましたが、もう少し真相を究明してほしいとの要望がありましたので、次回9月27日の特別委員会で、聞き取り結果を報告する予定です。

(問)

資料の中に、「大きな声で強い口調で発言していたと思うが、当該議員の話し方

には慣れており、不当要求行為との認識はなかった」とありますが、当事者が不当要求と感ぜない事例も出てくるので、ガイドラインが必要だと思ひますが、いかがですか。

(答)

要望を受けた職員が、議会事務局に在籍したこともあり、議員からの圧力に慣れており、聞き取りを行った際も、いつもの調子であったので、不当要求に感ぜなかつたとのことでしたが、そうなると、個人の感ぜで、不当要求か否かになるので、録音したり、複数の職員で対応したり、証拠を残したうえで、客観的に判断することが重要であると考えております。

マニュアル等はある、脅迫でなくとも、職員に対して執拗に繰り返すことや、職員の名譽を傷つけるような発言があれば不当要求行為に該当しますが、本件については、音声記録等が残っていないので、不当要求行為とするのは難しいとの判断になりました。

今後は、マニュアルを職員で共有し、録音や複数対応するなど、対策をとっていきたくて思ひます。

(問)

録音するとなると、職員全員にICレコーダーを配付するのは難しいと思ひますが、どのように手配されるのですか。

(答)

各課にはICレコーダーがあるので、必要時に活用します。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思ひます。

教育長

○ 議案第43号 令和4年度の姫路市立幼稚園の園児募集について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (こども保育課長 議案第43号について説明)

「1 令和4年度の園児募集」についてですが、令和3年度から休園している置塩幼稚園につきましては、令和4年度の園児募集は行わないこととするものです。姫路市立学校給食センター条例の一部改正に関して、地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見の申出をしようとするものでございます。

「2 理由」についてですが、近年の少子化、共働き世帯の増加等により、園児数の減少が続いた結果、令和3年度から休園となった置塩幼稚園につきましては、今後も望ましい集団規模となるだけの入園希望者が見込まれないためでございます。

「3 今後の対応」についてですが、令和3年度中に姫路市立置塩幼稚園も含めた市立就学前施設の今後の具体的な取組を示した実施計画を策定し、令和4年第1回姫路市議会定例会に当該幼稚園の閉園に係る姫路市立学校条例の改正議

案を提出する予定でございます。

教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長 ○ 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 43 号 令和 4 年度の姫路市立幼稚園の園児募集について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委 員) [挙 手]

教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 43 号は、原案のとおり可決しました。

教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・ [非公開案件の審議] ・・・

教育長 ○ 次に、日程第 5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局) ○ 次回の定例教育委員会を、10 月 14 日木曜日の午後 2 時に開催していただきたい
と思います。

教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、10 月 14 日木曜日の午後
2 時に開催することに御異議ございませんか。

(委 員) [異議なしの声あり]

教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、10 月 14 日木
曜日の午後 2 時に開催することといたします。

教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第 6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局) [特になし]

教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた
します。

○ 散 会 (午後 2 時 3 7 分)